

令和8年度 市・府民税 申告の手引き



◇市・府民税申告書の記入手順

手順1 「氏名」、「電話番号」、「個人番号」を記入する

申告書の記入例は
2~3ページにあるよ。

※枚方市ホームページの「住民税試算システム」で申告書を作成された場合は、送付した申告書の「お問合せ番号」を作成時に入力するか、プリントアウトした申告書と送付した申告書（未記入可）と一緒に提出してください。

※令和8年度（令和7年分所得）の申告には個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。
詳しくは、同封の『市・府民税申告書への個人番号（マイナンバー）記入について』をご覧ください。

手順2 『1 収入金額等』、『2 所得金額』の計算をする

所得の種類ごとに、1年間の収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を計算します。

▼所得の種類と計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子 ※日本国内で支払われる利子等については特殊な場合を除きほとんどが源泉分離課税とされますので申告不要です。	収入金額
配当所得	株式や出資の配当など（※1）	収入金額 - 株式など元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額 - 必要経費
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費
給与所得	勤務先から支払われる給料、賃金、賞与など	⇒ 4ページ参照
退職所得	退職金など ※退職所得は、原則として支払いを受けた年の分離課税となるため申告不要です。	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
譲渡所得	土地、車両などの資産を売った場合に生じる所得 短期 保有期間が5年以内の資産の譲渡 長期 保有期間が5年超の資産の譲渡	収入金額 - 資産の取得価格などの経費 - 特別控除額 ※他の所得と総合課税する際に総合長期譲渡所得の金額の1/2が課税対象となります。
一時所得	懸賞の賞品、生命保険契約に基づく一時金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 ※他の所得と総合課税する際に一時所得の金額の1/2が課税対象となります。
雜所得	他のいずれの所得にも該当しない所得	} ⇒ 4ページ参照

（※1）上場株式等の配当所得の課税方式の選択（所得税と住民税と申告方法を変更する方法）については令和5年度で終了しました。

手順3 所得控除等の計算をする

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に該当事項を記入します。

▼所得控除の種類と金額・・・（その1） 人的控除以外の所得控除（人的控除は8ページ参照）

所得控除の種類	要件	控除の計算方法
雜損控除	令和7年中に災害などにより財産に損害を受けた場合	損失の金額-保険金等により補てんされる金額=(A) ① (A)の金額-（総所得金額等の合計額×10%） ② (A)の金額のうち災害関連支出の金額-5万円 ※①と②のいずれか多い方の金額
医療費控除	令和7年中に医療費を支払った場合	⇒6~7ページ参照
社会保険料控除	令和7年中に社会保険料を支払った場合	⇒5ページ参照
小規模企業共済等掛金控除	令和7年中に小規模企業共済制度等に基づく掛金を支払った場合	国民年金基金連合会が確定拠出年金法の規定により実施する個人型年金制度に基づく掛金及び地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支払った掛金の金額
生命保険料控除	令和7年中に生命保険料を支払った場合	⇒5~6ページ参照
地震保険料控除	令和7年中に地震保険料又は長期損害保険料を支払った場合	⇒6ページ参照

市・府民税申告書 記入例

公的年金等と個人年金収入（その他雑所得）があった場合の例

◎色つき部分は職員記入欄です。

手順3

『3. 所得から差し引かれる金額に関する事項』を記入

※各種控除には領収書、証明書等の添付又は提示が必要です。

領収書、証明書等がない場合は控除を適用できない場合があります。

表面

社会保険料控除（5ページ参照）

- ・普通徴収分（自分で納付又は口座引落し）の社会保険料、納付済通知書（証明書）の金額を項目ごとに記入
 - ・年金、給与から差し引かれた社会保険料の金額は『源泉徴収票に記載の社会保険料等の金額』欄に記入

生命保険料控除(5, 6 ページ参照)

令和7年中に支払った保険料を、新／旧、種類別に記入
※支払った金額は保険会社等から届く、生命保険料控除証明書を確認してください。

地震保険料控除（6ページ参照）

地震保険や旧長期損害保険の支払った保険料を記入
※支払った金額は保険会社等から届く、控除証明書を確認してください。

医療費控除（6・7ページ参照）

医療費控除の明細書を別途記入し、医療費控除計算欄の金額を転記

以下为操作日志之主要操作命令

※下の欄には記入しないでください。

手順1

氏名、電話番号、個人番号を記入

※押印は不要です。

昨年無収入だった方、障害年金・遺族年金等のみの収入だった方枠内にチェックを入れてください。

※詳しくは『昨年、無収入の市・府民税申告をされた方へ』をご覧ください

無収入（預貯金等で生活）もしくは、遺族年金、障害年金等のみの方はチェック→

次年度以降、申告書の送付を希望しない方枠内にチェックを入れてください。

手順2-1

『1 収入金額等』を記入

給与収入や公的年金等収入のあった方で、2カ

所以上から支払を受けた場合は合計金額を記

入してください。

手順2-2

収入から所得を計算し、『2 所得金額』を記入

給与・公的年金等のみの場合は、所得金額の記

入を省略しても構いません。

裏面

人的控除（本人該当）がある場合

該当する欄に丸またはチェックし、内容を記入

扶養親族等がいる場合

配偶者や扶養親族等の氏名・生年月日・個人番

号（マイナンバー）などを記入

【特定親族特別控除を受ける場合は控除額・特親区

分も記入（特定親族特別控除については8ページへ）】

※別居の扶養親族等がいる場合は裏面『9. 別居の

扶養親族等に関する事項』も必ずご記入ください。

別居の扶養親族がいる場合

扶養親族のうち、別居の方の氏名、個人番号（マ

イナンバー）、令和8年1月1日現在の住所を記入

※表面『配偶者（特別）控除』『扶養控除・特定親

族特別控除』または『16歳未満の扶養親族』に

記入した扶養親族のうち、別居の方に関する情報

のみをご記入ください。

所得の内訳
（給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は）

月	労務費	日給	月収	社会保険料等
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円

所得の内訳	金額
売上（収入）金額 (雑収入を含む)	円
（表面②～④のいずれかに記入）	
仕事金額 (製品原価)	円
差引金額(A-B)	円
A	
B	
C	

所得の内訳	金額
減価償却費	円
地代家賃	円
経費	円
税	円
水道光熱費	円
旅費交通費	円
通話料	円
広告宣伝費	円
接待交際費	円

所得の内訳	金額
ABC生命	円
厚生労働省	円
企業年金	円
年金基金	円
共済年金	円

右上のイニシャルを表面のコロに、ロの金額を表面のサロに、ハの金額を表面のシロ記入してください。右のニの金額を表面のハの差引金額欄に記入してください。

（株式等譲渡所得控除額）

◇給与所得・雑所得（公的年金等）の計算方法

給与収入のあった方

■ 給与所得の計算欄 下記の表に当てはめて計算してください。

給与等の収入金額		A	円	⇒ A 表面力欄に転記します	
A 給与等の収入金額		C 給与所得の金額		C 円 (表面⑥欄) (※所得金額調整控除については、5ページをご確認ください。)	
～ 650,999 円		0 円			
651,000 円	～ 1,900,000 円	A-650,000円	円		
1,900,001 円	～ 3,599,999 円	A ÷ 4 (千円未満は切り捨て) 000円 B	円		
3,600,000 円	～ 6,599,999 円	B × 2.8 - 80,000円 B × 3.2 - 440,000円	円		
6,600,000 円	～ 8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000円	円		
8,500,000 円	～	A-1,950,000円 ※所得金額調整控除が適用される場合があります。	円		

（特定支出控除）

前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額が給与所得控除額に加算されます。
(注) 特定支出とは、通勤費、転任に伴う転居費、研修費、資格取得費、転任に伴う帰宅旅費、勤務必要経費といった支出をいいます。

なお、これら特定支出は、いずれも給与支払者が証明したものに限られます。詳細は、国税庁ホームページにてご確認ください。

公的年金等収入など（雑所得）のあった方

雑所得	公的年金等収入	国民年金、厚生年金、年金基金、企業年金、共済年金など	※遺族年金や障害年金は非課税の年金ですので含まれません。
	業務	原稿料、シルバー人材センターの報酬、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得	
	その他の	生命保険の個人年金など	

■ 雜所得の計算欄 下記の表に当てはめて計算してください。

▼公的年金等収入の所得計算

公的年金等の収入金額		A	円	⇒ A 表面キ欄に転記します	
A 公的年金等の収入金額		B 公的年金等の雑所得の金額 (1円未満の端数は切り捨て)		B 円 (表面⑦欄) 2ヶ所以上から年金を受給している場合は、年金の支払金額の合計を記入してください。	
～ 600,000 円		0 円			
600,001 円	～ 1,299,999 円	A-600,000円	円		
1,300,000 円	～ 4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000円	円		
4,100,000 円	～ 7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000円	円		
7,700,000 円	～ 9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000円	円		
10,000,000 円	～	A-1,955,000円	円		

○昭和36年1月2日以後に生まれた方（65歳未満）

A 公的年金等の収入金額		B 公的年金等の雑所得の金額 (1円未満の端数は切り捨て)		B 円 (表面⑦欄) 2ヶ所以上から年金を受給している場合は、年金の支払金額の合計を記入してください。	
～ 600,000 円		0 円			
600,001 円	～ 1,299,999 円	A-600,000円	円		
1,300,000 円	～ 4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000円	円		
4,100,000 円	～ 7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000円	円		
7,700,000 円	～ 9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000円	円		
10,000,000 円	～	A-1,955,000円	円		

○昭和36年1月1日以前に生まれた方（65歳以上）

A 公的年金等の収入金額		B 公的年金等の雑所得の金額 (1円未満の端数は切り捨て)		B 円 (表面⑦欄) ※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合は、下波線の金額が10万円、2,000万円超の場合は20万円引き下げられます。	
～ 1,100,000 円		0 円			
1,100,001 円	～ 3,299,999 円	A-1,100,000円	円		
3,300,000 円	～ 4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000円	円		
4,100,000 円	～ 7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000円	円		
7,700,000 円	～ 9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000円	円		
10,000,000 円	～	A-1,955,000円	円		

▼業務に係る雑所得計算

業務に係る雑所得の収入金額	C	円	⇒ C 表面ク欄に転記します
必要経費	D	円	⇒ D 表面⑧欄に転記します
差引金額 (C - D)	E	円	⇒ E 表面⑨欄に転記します

▼その他の雑所得の計算

その他の雑所得の収入金額	F	円	⇒ F 表面ケ欄に転記します
必要経費	G	円	⇒ G 表面⑩欄に転記します
差引金額 (F - G)	H	円	⇒ H 表面⑪欄に転記します

●所得金額調整控除

一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に一定の金額を給与所得から控除するもので、次の2種類の場合があります。

■給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で、①本人が特別障害者の方、②23歳未満の扶養親族を有する方、③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する方、のいずれかに該当する方の総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

該当する場合は、申告書裏面の「**⑪所得金額調整控除に関する事項**」に必要事項をご記入ください。

A給与等の収入金額等	C給与所得の金額	C
8,500,000円～	$A - 195\text{万円} - [A(1,000\text{万円} \text{上限}) - 850\text{万円}] \times 10\%$ 円	C 円 (表面⑪欄)

■給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える方は、以下の計算式で算出した金額**D**を、給与所得**C**から差引きます。

給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円 = **D**円

C - D円 (表面⑪欄)

◇所得控除等について

社会保険料控除

※支払額通知書や領収書等が必要です。

令和7年中に社会保険料を支払った場合に控除されます。

対象となる社会保険料の一例

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、任意継続保険料、雇用保険料など

控除される金額

支払った社会保険料の全額が控除されます。

(*) 前納により納めた国民年金保険料の社会保険料控除

令和7年中に国民年金保険料を2年分前納した場合は、控除方法を選択することができます。2年分をまとめて控除する場合は、全ての控除証明書を提出してください。各年に控除する場合は、各年の控除対象額が記載された控除証明書を切り取って提出してください。

(注意!) 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる(特別徴収)国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料はあなたの控除対象にはなりません。

生命保険料控除

※控除証明書(原本)等が必要です。

令和7年中に生命保険料を支払った場合に控除されます。

申告書の書き方

●「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「**⑯生命保険料控除**」に支払った生命保険料の金額をそれぞれ記入します。

計算欄

○平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新生命保険料控除)はこちらで計算します。

A B Cの金額	一般の生命保険料A	個人年金保険料B	介護医療保険料C
	円	円	円
12,000円以下	Aの金額円	Bの金額円	Cの金額円
12,000円超 32,000円以下	$A \times 1/2 + 6,000\text{円}$	$B \times 1/2 + 6,000\text{円}$	$C \times 1/2 + 6,000\text{円}$
32,000円超 56,000円以下	$A \times 1/4 + 14,000\text{円}$	$B \times 1/4 + 14,000\text{円}$	$C \times 1/4 + 14,000\text{円}$
56,000円超	一律28,000円	一律28,000円	一律28,000円

申告書の書き方

●「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「**⑯社会保険料控除**」に支払った社会保険料をそれぞれ記入します。※年金からの特別徴収分は「源泉徴収票に記載の社会保険料等の金額」欄にまとめて記入します。

申告書の記入例

⑯ 社会保険料 控除	国民健康保険料(普通徴収分)	後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
	138,400	
	介護保険料(普通徴収分)	国民年金保険料
	源泉徴収票に記載の社会保険料等の金額	

申告書の記入例

⑯ 生命保険料 控除	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計
	138,408	65,000	※⑯⑯は支払い額を記入してください。

○平成 23 年 12 月 31 日までに締結した保険契約（旧生命保険料控除）はこちで計算します。

一般の生命保険料 G		個人年金保険料 H			
円		円			
G H の金額		控除額 I (1 円未満切り上げ)		控除額 J (1 円未満切り上げ)	
15,000 円以下	円	I の金額	円	J の金額	円
15,000 円超 40,000 円以下	円	G×1/2+7,500円	円	H×1/2+7,500円	円
40,000 円超 70,000 円以下	円	G×1/4+17,500円	円	H×1/4+17,500円	円
70,000 円超	円	一律 35,000 円	円	一律 35,000 円	円

○生命保険料控除を計算します。

D + I (最高額 28,000 円)	円	E + J (最高額 28,000 円)	円	生命保険料控除額
I のみ(最高額 35,000 円)	円	J のみ(最高額 35,000 円)	円	(K + L + F) 最高額 70,000 円
上記のいずれか大きい金額	円	上記のいずれか大きい金額	円	N 円

(表面 15 欄)

地震保険料控除

※控除証明書（原本）等が必要です。

令和 7 年中に地震保険料や旧長期損害保険料（※）を支払った場合に控除されます。

※平成 18 年 12 月 31 日までの契約締結分に限る

■ 申告書の書き方

- 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の『⑯地震保険料控除』に支払った保険料の金額をそれぞれ記入します。

■ 計算欄 「地震保険料」と「旧長期損害保険料」は分けて計算します。

○地震保険料の控除額を計算します。

支払った地震保険料額	円
A × 1/2 (最高額 25,000 円) (1 円未満の端数切り上げ)	円

■ 申告書の記入例

⑯地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	8,742	

○旧長期損害保険料の控除額を計算します。

旧長期損害保険料 C	円
C の金額	控除額 D (1 円未満切り上げ)
5,000 円以下	D の金額
5,000 円超 15,000 円以下	C×1/2+2,500円
15,000 円超	一律 10,000 円

○地震保険料控除を計算します。

地震保険料控除額 (B + D) 最高額 25,000 円	E 円
----------------------------------	-----

医療費控除

通常の医療費控除又はセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の、いずれかの選択適用となっています。

【医療費控除のフローチャート】※令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日に支払ったものが対象

通常の医療費控除額を算出

医療費の自己負担額が総所得金額等の合計額の 5 % (10 万円を超える場合は、10 万円) より多い
(右上表 C)

いいえ

セルフメディケーション税制の医療費控除額を算出
・ 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組（特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診のいずれかで医師の関与があるものに限る）を行った。
・ 対象医薬品（スイッチ OTC 医薬品）購入費の自己負担額（注）が 12,000 円を超えてる

いいえ

はい

はい

(注) セルフメディケーション税制の自己負担額や医療費控除額の計算は、「セルフメディケーション税制の明細書」をお使いください。
※ 7 ページ参照

通常の医療費控除額（右上表 G）と、セルフメディケーション税制の医療費控除額（注）を比較する

すすむ

比較した結果、G の金額が多い

いいえ

セルフメディケーション税制で申告

はい

※自己負担額は支払った金額から保険金等で補てんされた金額を差し引いた金額です。

申告対象外
自己負担額から 12,000 円を引いた金額が
医療費控除額（最高 88,000 円）
セルフメディケーション税制で申告

通常の医療費控除で申告

＜通常の医療費控除＞

令和7年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定以上（※）の医療費を支払った場合に控除されます。（上限 200 万円）

（※）総所得金額等（表面⑫の金額）の5%か10万円のいずれか少ない方の金額

添付書類：「医療費控除の明細書」

※ 医薬品購入費・医療費の領収書のみの提出、又は、医療費通知に記載された事項に金額を記入している場合には医療費通知（医療費のお知らせ等）の添付がなければ、控除の適用ができかねますのでご了承願います。明細書の記入内容の確認を求める場合がありますので、法定納期限の翌日から5年間、領収書は保管してください。

■ 通常の医療費控除計算欄

支払った医療費	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額		円	B
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	円	C
総所得金額等の合計額 (⑫欄の金額)		円	D
D × 0.05 (1円未満の端数切捨て)	(赤字のときは0円)	円	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		円	F
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	円	G

■ 申告書の書き方

●「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の『⑧医療費控除』に該当事項を記入します。

■ 申告書の記入例

表面	⑧ 医療費控除	(A) 支払った医療費	(B) 补てんされる金額	総所得金額等の5%と10万円の少ない方の金額 医療費控除の基準は12,000円
表面		248,665	19,339	

＜セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）＞

健康の保持増進及び疾病の予防として令和7年中に一定の取組（特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診のいずれかで医師の関与があるものに限る）を行った方が、令和7年1月1日～令和7年12月31日に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品（医療用から転用された一部の医薬品）の購入額が年間12,000円を超えた場合、超えた分の金額（上限88,000円）が控除されます。対象のOTC医薬品は厚生労働省のホームページに掲載しているほか、一部の製品は対象医薬品のパッケージに識別マークがあります。

添付書類：「セルフメディケーション税制の明細書」（スイッチOTC医薬品購入費の明細書）

※医薬品購入費の領収書・健康の保持増進及び疾病の予防への取組内容が分かる書類の添付又は提示は不要です。ただし、明細書の記入内容の確認を求める場合がありますので、法定納期限の翌日から5年間保管してください。

明細書の様式が必要な方は枚方市ホームページよりダウンロード、又は市民税課までお問い合わせください。

■ セルフメディケーション税制を利用する場合の申告書の書き方

●「令和8年度 セルフメディケーション税制の明細書」を使い、控除額を計算した上で、明細書の計算欄A・Bの額を「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の『⑧医療費控除』に記入します。
●「4所得から差し引かれる金額」の『⑧医療費控除』の区分に1と記入してください。

■ 申告書の記入例

医療費控除	区分	1	28	
-------	----	---	----	--

寄附金税額控除

※寄附した団体から交付された寄附金の受領証（原本）が必要です。

●令和7年中に特例控除対象の都道府県・市区町村へ寄附をされた場合
→基本控除と特例控除を適用（ふるさと寄附金）

●令和7年中に特例控除対象以外の都道府県・市区町村や大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部、条例で指定された団体へ寄附をされた場合
→基本控除のみ適用

■ 申告書の書き方

●該当する寄附の欄に支払った寄附金額をそれぞれ記入します。

※ワンストップ特例制度を申請された方で、市・府民税申告をされる方は必ず記入してください。記入がないと、ワンストップ特例制度を申請されても、寄附金税額控除は適用されません。

■ 申告書の記入例

⑩ 寄附金に関する事項		
都道府県・市・区・町・村 (特例控除対象)	10,000円	
大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部 都道府県・市・区・町・村(特例控除対象以外)	20,000	
条例指定分	大阪府	
	枚方市	

●所得控除の種類と金額・・・(その2) 人的控除の所得控除 (人的控除以外は1ページ参照)

控除の種類	要件 (令和7年12月31日で判断)			控除額
障害者控除	本人及びその同一生計配偶者又は扶養親族(年少扶養含む)が障害者の場合			
	イ 特別障害者・・・障害者のうち重度の障害がある方 (例) 身体障害者手帳1級又は2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人、療育手帳Aの人、市町村長により特別障害の認定を受けた人等	同居特別障害者 ※あなたやあなたの配偶者又はあなたと生計を一にする他の親族のいずれかと同居を常況としている人	53万円	
	□ 上記イ以外の障害者	特別障害者	30万円	26万円
寡婦控除(※1)	夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方又は子以外の扶養親族をもつ、夫と離別後再婚していない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方			26万円
ひとり親控除(※1)	婚姻歴の有無に関わらず、総所得金額58万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)を有する、合計所得金額が500万円以下のひとり親			30万円
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が85万円以下で勤労によらない所得金額が10万円以下の勤労学生			26万円
配偶者控除	配偶者の前年の合計所得金額が58万円以下である場合に適用される配偶者控除について、納税義務者の所得に応じて控除金額が変わります。また、合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。区分や控除額については下の表のとおりです。	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	一般控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
配偶者特別控除	老人控除対象配偶者 70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれの人)	38万円	26万円	13万円
	前年の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者で、配偶者の前年の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合に配偶者特別控除が適用されます。区分や控除額については下の表のとおりです。	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
扶養控除	配偶者の合計所得金額	58万円超100万円以下	33万円	22万円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円
		105万円超110万円以下	26万円	18万円
扶養控除		110万円超115万円以下	21万円	14万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円
		120万円超125万円以下	11万円	8万円
扶養控除		125万円超130万円以下	6万円	4万円
		130万円超133万円以下	3万円	2万円
				1万円
特定親族特別控除	扶養親族の前年の合計所得金額が58万円以下の方(令和7年中に死亡した扶養親族も含む)	納税義務者の合計所得金額		
	一般扶養	16歳以上19歳未満(平成19年1月2日~平成22年1月1日生まれの人)	900万円以下	33万円
	特定扶養	23歳以上70歳未満(昭和31年1月2日~平成15年1月1日生まれの人)	900万円超950万円以下	45万円
特定親族特別控除	70歳以上(老人扶養親族) (昭和31年1月1日以前生まれの人)	19歳以上23歳未満(平成15年1月2日~平成19年1月1日生まれの人)	950万円超1,000万円以下	45万円
		同居老親等(あなたやあなたの配偶者の父母や祖父母で同居を常況としている人)		38万円
		同居老親等以外		0円
基礎控除	特定親族(19歳以上23歳未満)の前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に特定親族特別控除が適用されます。控除額及び特親区分は下の表のとおりです。	特定親族の合計所得金額		
		58万円超85万円以下	45万円	1
		85万円超90万円以下	45万円	2
基礎控除		90万円超95万円以下	45万円	3
		95万円超100万円以下	41万円	4
		100万円超105万円以下	31万円	5
基礎控除		105万円超110万円以下	21万円	6
		110万円超115万円以下	11万円	7
		115万円超120万円以下	6万円	8
基礎控除		120万円超123万円以下	3万円	9
	前年の合計所得金額が2,400万円超で控除額が段階的に減少し、2,500万円超で消失します。	納税義務者の合計所得金額		
		2,400万円以下	43万円	
基礎控除		2,400万円超2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	
		2,500万円超	0円	

※1 寡婦控除・ひとり親控除のいずれについても、本人又は同一世帯の者の住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします。

※2 年少扶養控除は廃止になりましたが、非課税判定や障害者控除は適用されますので「16歳未満の扶養親族」として申告してください。

■ 人的控除がある場合の申告書の記入例

※個人番号(マイナンバー)の記入が必要になります。

詳しくは、同封の『市・府民税申告書への個人番号(マイナンバー)記入について』をご覧ください。

あなたに控除対象の配偶者がいる場合に記入します。

「配偶者の収入金額」欄に令和7年中の収入金額を記入します。「配偶者の合計所得金額」欄に、収入金額から計算した所得金額を記入します。
※計算方法は4~5ページ参照

*同一生計配偶者...納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下である人をいいます。(事業専従者を除く)

*控除対象配偶者...同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいいます。(事業専従者を除く)

●同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の配偶者は、チェックボックスにチェックを入れて下さい。

あなたに控除対象の扶養親族および特別控除対象の特定親族がいる場合に記入します。

16歳未満の扶養親族は下段に記入します。

※他の納税者の扶養親族とされている方は除きます。

あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、障害者である場合に記入します。あなたが障害者の場合は「本人該当」の②障害者控除欄に障害の程度を記入します。同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合は、それぞれ該当欄の右端に記入します。障害者控除対象者認定書による場合は「認定書」の文字を丸で囲んで下さい。

※障害者控除は16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)も適用されます。

控除額

左表
参照

左表
参照

左表
参照

左表
参照